

第 2 3 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 26 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 11 月 26 日岩沼市役所 6 階第一会議室において、下記案件を審議するため、
第 23 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 5 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

7 番 小田原 智

3、農地利用最適化推進委員

19 番	鈴木 陽	21 番	渡邊 政夫
------	------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第23回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、6番長田幸浩委員8番菅原龍也委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理しております。今回報告いたします2件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁から5頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は、合意解約通知を10件受理しております。整理番号1から8までは賃借人の規模縮小によるもの、整理番号9、10は中間管理機構に係るもので、売買のために解約するものです。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局 長 事務取扱		議案書の6から7頁、議案関係資料の1から6頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は4件となります。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
菅原(龍也)委員		11月21日に担当委員3名と事務局1名で現地確認を行いました。番号1の案件につきましては、現地調査ではなく市役所会議室において譲受人に来ていただいてヒアリングを行いました。譲受人は譲渡人の息子になり現在も親子で耕作しております。今、認定農業者となるために申請中で現状も営農を行っており、認定農業者となるということで特に問題ないと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について、担当委員から説明願います。
渡邊(政夫) 推進委員		11月21日に現地調査をしました。譲受人の代表の方1人に立ち会っていただきました。現状もきちんと耕作されておりまして譲り受けてからも同じように耕作するということです。きちんと管理もされていたので現地調査の結果、妥当ではないかと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2については、申請の

		とおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号3、4については両案件、賃貸人が親族であり、賃借人が同一の者であること、対象地が隣接していることから、関連性があるため、一括審議といたします。担当委員から説明願います。
鈴木（陽） 推進委員		11月21日に現地調査を行いました。契約の期間が切れるので更新の申請になります。今までも耕作をしていますので今後も耕作が行われるとみられますので問題ないと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田（幸浩）委員		整理番号3についてですが、確認のひとつは譲受人の受入世帯の稼働人員で本人は74歳もう一人の方はどのような方なのかということ。また中間管理機構ではなく農地法で手続きをされているのはなぜでしょうか。
土手内主事		手元の申請書や資料には世帯の情報がありませんが、おそらく奥様ではないかと思います。後で確認をいたします。
鈴木（陽） 推進委員		奥様は申請人の同級生です。
橘川係長		譲受人の受入世帯は奥様と二人で、稼働人員は一人で譲受人ご本人だけという申請となっております。もう一点のご質問ですが中間管理機構を通すべきではないのかということですが、窓口に譲渡人の方が相談に来た時に農地法のメリットデメリット、中間管理機構のメリットデメリット等を説明し中間管理機構を勧めて話をしましたが、賃借料を物納でもらいたいということで農地法により賃貸借することとなり、例えば中間管理機構からお金で賃料をいただいて、そのあとお米を買っていただく話もしましたが、そういったことはしたくないとのことで今回は農地法となりました。
議	長	他にご質問ありますか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号3、4については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3、4については、申請のとおり許可するこ

		とに決しました。
議	長	日程第 6、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の 8 頁、議案関係資料の 7 から 8 頁をご覧ください。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。本件は、砂利採取のための一時転用許可について、事業継続のため、事業計画期間の終期を令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 12 月 18 日に変更しようとするものです。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第 23 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後 1 時 48 分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 6 番 _____

委員 8 番 _____